

令和二年五月八日付け広島県公告（登録販売者試験の実施）で公表した試験の場所を次のとおり変更する。

令和二年六月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 試験の場所 広島工業大学専門学校（広島市西区福島町二丁目一番一号） 広島市文化交流会館（広島市中区加古町三番三号） 公益社団法人広島県薬剤師会館（広島市東区二葉の里三丁目二番一号） ただし、受験希望者は試験の場所を選択できない。 また、受験者数に応じて試験の場所が減少する場合がある。</p> <p>三〇七 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 試験の場所 広島工業大学専門学校（広島市西区福島町二丁目一番一号）</p> <p>三〇七 (略)</p>